

○国土交通省告示第千六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年九月四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道157号改築工事（野町広小路交差点改良・石川県金沢市野町一丁目及び野町二丁目地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 石川県金沢市野町一丁目及び野町二丁目地内
- 2 使用の部分 石川県金沢市野町一丁目及び野町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県金沢市野町一丁目及び野町二丁目地内の延長170mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道157号改築工事（野町広小路交差点改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道157号（以下「本路線」という。）は石川県金沢市を起点として、白山市、福井県大野市等を経て、岐阜県岐阜市に至る延長202.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間における本路線（以下「現道」という。）は、金沢市の中心部から南方約1kmに位置し、主要幹線道路として自動車交通量が多い4車線の道路であり、特に本路線と県道金沢美川小松線が平面交差する野町広小路交差点においては、本路線から北陸自動車道金沢西インターチェンジ方面へ向かう右折交通量が多く、この右折車両の通過に時間がかかるうえに、右折車両が本線に滞留することにより直進車両及び左折車両の走行が阻害され、交通渋滞の問題が生じている。平成16年10月に起業者が実施した交通量調査によると、本件区間内における自動車交通量は、金沢市野町一丁目地点において、32,047台／日、混雑度は1.75となっている。ちなみに、平成11年度道路交通センサスにおいても、本路線における自動車交通量は、本件区間に近接する金沢市片町二丁目地内において、33,373台／日、混雑度は1.71となっている。

さらに、野町広小路交差点は、石川県道路交通渋滞対策協議会が平成9年11月に策定した「石川県第3次渋滞対策プログラム」において、金沢市の主要渋滞ポイントに指定されており、平成16年10月に起業者が野町広小路交差点において行った現地調査によると、金沢市中心部から郊外へ向かう直進・左折車線で最大通過時間15分、金沢西インターチェンジ方面へ向かう右折車線で最大通過時間16分が確認されている。

また、周辺は住宅、店舗等が連たんし、さらに特別名勝兼六園や金沢城公園も近く、本路線においても通勤、通学、店舗利用及び観光のための歩行者等の交通量が多い。しかしながら、本件区間には幅員2m未満の狭小な歩道しか設置されておらず、歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するよう現道が拡幅されるとともに、野町広小路交差点においては右折車線が2車線化されることから右折車両の渋滞緩和が図られ、直進交通及び左折交通の渋滞緩和も図られることとなり、さらに歩道の拡幅によって歩行者等が自動車交通から分離されることとなり、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年に環境影響評価を任意に行ったところ、騒音について一部環境基準を超える値が予測されたが、低騒音舗装を施工することにより環境基準を満たすと評価されている。このため起業者は、上記の環境影響評価の結果を踏まえ、低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令第4種第1級の規格に基づく現道の拡幅を伴う右折車線の設置及び歩道の拡幅を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和5年5月20日に都市計画決定され、昭和47年3月31日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、自動車交通量が多く、右折車線の混雑から交通渋滞が発生しており、さらに歩道が狭小であることからできるだけ早期に交通渋滞の緩和を図り、自動車交通及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県金沢市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 石川県金沢市野町二丁目地内